

## 令和2年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和2年11月9日（月）午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 田村 星 寿	2番 中野 栄
3番 嶺岸 勝 志	4番 三須 清 一
5番 大井 栄 一	6番 大炊 三枝子
8番 川村 泉 治	9番 宮久保 勝
10番 根本 博	

### 4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
次 長	大 井 一 郎

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）について  
議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

**三須清一会長** ただいまから、令和2年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 根本博委員

1番 田村星寿委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の大井事務局長次長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は新規設定1件、再設定3件。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」4件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番、申請地は、〇〇〇地先の田2筆、合計面積は3,113平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側に位置しています。位置図は、議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自作地から近く耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

譲渡人、代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.9ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間300日、子の妻が150日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は8ページからとなります。

整理番号2番、申請地は、〇〇〇地先の田2筆、畑1筆、合計面積は4,392平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北北東側約610メートルに位置しています。位置図は、議案資料の10ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自作地から近く、耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。譲受人の経営耕地面積は、自作地のみで約0.75ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間300日、子が50日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」です。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は15ページからとなります。

申請地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は558平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約528メートルに位置しています。位置図は、議案資料の18ページを御覧ください。

譲受人は株式会社板橋建設で、譲渡人は〇〇〇〇の方です。農用地の田1筆に現場仮設事務所を設置しようとするものです。

当該地は、千葉県手賀沼下水道事務所発注の北部幹線ナンバー15特殊人孔地震対策工事を受注し行うに当たり、現場から近く、他の土地は他事業者が使用しているため、仮設現場事務所を設置するに当たり最適であることから、工事が完了し現場事務所を撤去するまでの一時転用に適した場所です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。現地調査では、申請地は平坦で、埋立てなどもなく、雨水は敷地内に自然浸透させ、工事施工中は申請地にロープピンを打ち、トラロープで範囲を示し、出入り口はバリケードで塞ぎ、一般車の立入りを防止することです。

なお、当該地についての現地調査では、周辺農地の農業生産性条件への悪影響、道水路の分断、機能低下を招くおそれがないこと、一時転用期間が令和3年4月までであること、現地は農振農用地であることから、農政課とも調整を図っていること、工事完了後は速やかに復元する書面も確認しております。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時

転用)」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案書は3ページから、議案資料は24ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は3,009平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受け期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑7筆、合計面積は4,777平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受け期間は3年間、借賃は年間〇万〇, 〇〇〇円です。

整理番号3番、使用賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,139平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受け期間は1年間、借賃は無償です。

整理番号4番、所有権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は5,140平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。対価は合計〇〇〇万円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告を

お願いします。

**中野栄調査会長** 議案第3号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地を含め約8.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間320日、子が280日、妻が250日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.47ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間325日、妻が50日です。トラクター、草刈機、管理機をそろえています。

続いて、整理番号3番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.62ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。耕運機、管理機、刈払機をそろえています。

続いて、整理番号4番、権利の設定を受ける者の経営面積は、自作地のみで約1.26ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が150日、父と母が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1番から4番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

**三須清一会長** ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号1番から4番について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から4番は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 次に、議案第4号整理番号1番から4番「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」は、一体性のある案件と判断し、一括して審議したいと思えます。

異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、議案第4号整理番号1番から4番は一括審議とします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号整理番号1番から4番「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先、登記地目田、現況地目雑種地3筆、登記地目畑、現況地目雑種地5筆、合計8筆、合計面積7,927平方メートルの土地の判定です。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側約170メートルに位置しています。

土地の名義人は、〇〇の4名の方です。

当該地は、昭和56年頃よりゲートボール場として市に貸借されており、農地としての利用には適さない状況です。

なお、国土地理院が撮影の平成元年10月9日付空中写真で確認したところ、ゲートボール場の状況である旨確認できました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第4号整理番号1番から4番について、調査結果を報告します。

代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。現地確認では、ゲートボール場となっていることが確認できました。

第1調査会では、議案第4号整理番号1番から4番は、全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号整理番号1番から4番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

何かございますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。



これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番から4番は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は宅地です。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は宅地です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、2件とも相続です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これを持ちまして、令和2年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人